

## 第 2 1 回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成 1 9 年 3 月 2 日 ( 金 ) 午前 1 0 時 ~ 午前 1 1 時 2 5 分

場 所 生駒市役所 4 0 1 ・ 4 0 2 会議室

出席者 ( 敬称略 )

委 員 下村敏博、風間規男、井上正二、中尾芳己、南条晴世、福中眞美、  
眞杉紀久代、山田弘己

実施機関 収税課長 杉田 昭徳、同課庶務係長 奥谷 規子、同課同係主  
査 坂田 洋和、情報政策課システム係長 久保 悟史

事務局 企画財政部長 安井幹雄、文書課長 新谷厚、情報公開室長 堀  
本慎一、同室主査 真銅美雪

配付資料 1 レジユメ

2 諮問個第 2 1 号諮問書類一式

3 追加資料 1 ( コンビニエンスストアでの納税、郵便局での納  
税の現状、納付書イメージ )

4 平成 1 8 年度固定資産税・都市計画税納付書 ( 見本 ) 、平成 1  
9 年度固定資産税・都市計画税納付書 ( 見本 ) 、郵便局専用込取  
扱票 ( 見本 ) 、郵便局専用込取扱票イメージ出力用紙 ( 見本 ) 、  
郵便局 M T 伝送サービス専用納付書 ( 見本 )

議 題 1 諮問個第 2 1 号 市税収納業務の拡充 ( 郵便振替 M T 伝送サー  
ビス ) に伴い、その収納結果を受信するために、本市の電子計算  
機と日本郵政公社の電子計算機とを結合することについて

2 その他

## 審議内容

### 1 諮問個第21号について

#### 〔結論〕

市税収納業務の拡充（郵便振替MT伝送サービス）に伴い、その収納結果を受信するために、本市の電子計算機と日本郵政公社の電子計算機とを結合することについては、セキュリティ対策に充分留意する旨申し添えて適当なものと認める。

なお、「郵政民営化法」により、郵政公社は今年10月から民営化されるが、今後、大きな内容の変更がない限り、改めて諮問する必要はないものとする。

答申については、「案」を会長及び副会長で調整の上、各委員に確認していただく。

#### 〔審議経緯〕

##### (1) 事務局概要説明

(2) 所管課である収税課から、本システムの概要等について以下の説明があった。

郵便局の窓口で市税が納付されてから、市が収納の消込処理をするまでの流れについて（現状と問題点）

現在、本市では、固定資産税及び都市計画税（以下「固定・都計税」という。）の市外の納税義務者に対して、金融機関と郵便局の両方で使用できる納付書を送付している。

市外の納税義務者がこの納付書により郵便局で市税を払い込んだ場合、郵便局では納付書の右側の納付済通知書を切り取り、大阪貯金事務センターを経由して、市に送付している。

市は、送付された納付済通知書を直接機械に通して電算システムで収納の消込処理を行っている。

平成19年度から市税の全税目を年度当初からコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）で納付できるようにするため、納付書の様式を変更するに当たり、個人情報保護の観点からコンビニ等で保管する納付書には、住所及び氏名を記載しないこととしたが、郵便局では、郵政公社の基準により納付書における氏名及び住所の記載が必須となっているため、金融機関、コンビニ及び郵便局共通の納付書を作成することができなかった。

このため平成19年度からは、固定・都計税の市外の納税義務者については、金融機関及びコンビニ用の納付書と郵便局専用の払込書の2種類を送付することになった。

郵便局専用の払込書で払い込んだ場合、払込取扱票は市へ送付されずに郵便局で保管され、その代わりにイメージ出力した用紙が市に送付されるが、この用紙では直接機械に通して電算システムでの消込処理ができないため手入力作業となり、処理の即時性及び事務の効率が低下する。

#### 改善策

郵便振替MT伝送サービス（以下「MTサービス」という。）を導入することにより、収納消込みの電算処理を行う。

MTサービスでは、事務の効率化の観点から、本市の電子計算機と東京貯金事務センター（以下「センター」という。）の電子計算機とのオンライン結合が前提となっており、MTサービス専用納付書（OCR文字用の納付書。以下「MT用納付書」という。）により納付され、郵便局において読み取られた払込情報は、センターに集約された後、オンラインにより市に伝送される。

この方法では、従来、払込情報の取得が払込日から3日後となっていたのが、翌日に取得することができるとともに、手入力での消込処

理では約 2 時間要するものが、データの取得と消込処理を合わせても約 10 分で行うことができ、作業の迅速性の向上及び事務の合理化につながる。

本市では、従来、郵便局の窓口での市税の払込みを、地方税法に規定されている市県民税の特別徴収義務者以外は、市外の納税義務者に限定していた。これは、払込手数料が、金融機関では無料であるのに対し、郵便局は有料（払込金額によって手数料の額が変わる。）であるからだが、市内の納税義務者からも郵便局で納付できるようにして欲しいとの要望もあり、また、MT用納付書を使用すると、手数料が1件当たり一律30円となるため、MTサービス導入後は、市内の納税義務者に対しても、希望があればMT用納付書を発行することにより、郵便局の窓口での払込みや休日でも専用ATMからの払込みも可能になり、納税の手段と機会の拡大となり、将来的には、経費節減につながるのではないかと考える。

なお、実施時期については、MT用納付書の作成や、郵便局でのOCR文字読み取りテスト、電算システムの変更等が必要になることから、今年10月を予定している。

#### セキュリティ対策について

データの伝送については、センターの電子計算機と本市の電子計算機とを、回線を用いて行う。

回線接続は市からのみとし、手順としては操作者ごとに付与されたユーザーID及びパスワードを入力し、伝送用ソフトを起動する。次に、接続するためのユーザーID及びパスワードを入力し、センターに回線を接続する。センターでは、本市の電話番号、ユーザーID及びパスワードを認証し、接続が完了される。接続は、データが伝送される数分間のみ行う。

さらに、庁内のネットワークとは接続されていない専用のパソコンを使用するため、住民基本台帳情報等に影響を与えることはない。

取得したデータは、フロッピーディスクに読み込み、別の収納消込用のパソコンで処理し、処理後はフロッピーディスクのデータを削除する。

郵便局とのMTサービス業務委託契約においては、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する項目を明記する等、個人情報を保護するために必要な措置を講じる。

### (3) 質疑

次のような質疑があった。

Q MTサービス導入後は、見本（金融機関及びコンビニ用の納付書）と、見本（郵便局のMT用納付書）の2種類を送付するのか。

A MTサービスの導入は平成19年10月の予定なので、当初課税の納付書は既に送付しているため、市内、市外を問わず希望者に見本（MT用納付書）を発行する。

平成20年度以降の当初課税時は、固定・都計税の市外の納税義務者については、見本（金融機関及びコンビニ用の納付書）と、見本（MT用納付書）の2種類を送付する。

基本的に固定・都計税以外は、市外の納税者はあまりいないので、他の税目については、希望者にのみMT用納付書を送付する。

Q 固定・都計税の市外の納税義務者数は？また、そのうち郵便局の利用割合は？

A 固定・都計税の全納税件数は約44,000件で、そのうち市外は6,327件で、郵便局の利用は約3割である。

Q 市外の納税義務者であれば、生駒市内の郵便局で払い込めるのか。

A 払い込める。

Q 今まで、納付書のOCR文字は機械で読み取っていたのか。

A 機械で読み取っていた。MTサービスの導入は平成19年10月からを予定しているので、平成19年度当初の郵便局での払込分は、手入力となるが、MTサービス導入後は、郵便局で読み取られたデータが伝送されてくる。

Q MTサービスの導入に要する費用はどの程度か。また、導入により郵便局に支払う手数料はどの程度減るのか。

A 収納管理システムの変更に要する費用は数十万円と思われる。郵便局に支払っている手数料は、現状の件数だと年間80万円程度節減される見込みである。導入後は、利用件数が1万件程度増加すると見込んでいるが、それでも現状より年間60万円程度の節減になる。

Q 平成17年11月から市税のコンビニでの納付が可能となったが、収納率の向上につながったのか。

A 軽自動車税においては、納期内の納付率が2%程度向上したが、収納率の向上にまではつながっていない。

Q MTサービスの県内の導入状況は？

A 奈良市が平成19年度から導入する。県内では、奈良市と本市のみである。

Q 郵政公社との契約書には個人情報の保護に関する規定を設けているのか。

A 設けている。

Q 今年10月でMTサービスに完全に切り替えるのか。従来の方法と併用するのか。

A 完全に切り替える。

#### (4) 審議

次のような意見があった。

郵政公社の民営化に伴い、今年10月のMTサービス導入時には結合先が民営化後の団体になるが、他に大きな変更がない限り、改めて諮問しないことについて、委員の了承が得られた。

## 2 その他

事務局から、以下の事項について依頼があった。

会議録及び答申については「案」が出来次第、各委員に送付するので確認していただきたい。

平成19年度の市長施政方針にも挙げられているとおり、情報公開条例の全面的な見直しを行うことになり、後日、市長から諮問書が提出される予定である。

条例改正の審議では、会議の開催が月1回程度となるため、委員の皆様方にはご無理をお願いすることになると思うが、ご協力をお願いしたい。